

(公告)

住所不明組合員の「みなし自由脱退」手続きについて

転居等により、住所の確認ができなくなっている「みなし自由脱退」手続きの対象の組合員が、2021年12月末日現在134人います。

この方々について、定款第10条第2項および、「住所不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する規約」に基づき、2022年3月末日をもってみなし自由脱退の手続き処理をいたします。

つきましては、お心当たりの方は医療生協・組織部にて住所変更手続きまたは下記にご連絡をお願いいたします。

○医療生協・組織部
盛岡市津志田 26-30-1(019-635-62539)

2022年2月1日

盛岡医療生活協同組合 理事長 尾形 文智